

第10回 堀川プレジャーボート対策協議会次第

日 時：令和6年10月4日（金）10時～

場 所：出雲合同庁舎 502 会議室

出席者：別紙

1. 開 会（会長挨拶）

2. 議事

・堀川放置艇（プレジャーボート）対策実施計画（変更案）

・・・資料1、別添、附属資料

3. その他

第10回堀川プレジャーボート対策協議会 出席者

【委員】

区分	所属		役職等	氏名	備考	
地元代表	大社地域自治協会連合会		副会長	福田 邦夫	代理	
			会長	松本 俊憲	随行	
			副会長	古川 信正	随行	
			事務局長	小田川 裕一	随行	
漁業者代表	漁業協同組合JFLしまね大社支所		支所長	青山 博之		
船舶関係機関	日本小型船舶検査機構境支部		支部長	渡邊 貴		
警察機関	出雲警察署大社広域交番		所長	平田 真一		
			生活安全指導官	内藤 正義	随行	
			特別法犯捜査係長	藤木 智規	遂行	
市町村	出雲市	都市建設部	部長	三代 正幸		
		大社行政センター	所長	松井 博之		
他の水域管理者	国土交通省	中国地方整備局出雲河川事務所		占用調整管理官	細田 博	代理
	島根県	農林水産部	水産課	係長	庄司 奈津子	代理
			東部農林水産振興センター水産部	部長	小谷 孝治	
		土木部	港湾空港課	課長	遠藤 徹	欠席
河川・道路管理者	島根県	土木部	河川課	課長	三原 康一	
			出雲県土整備事務所	所長	小村 武彦	会長

【幹事】

区分	所属		役職等	氏名	備考		
市町村	出雲市	都市建設部建設企画課		課長	坂本 吉隆		
		大社行政センター市民サービス課		課長	三島 好弘		
他の水域管理者	国土交通省	中国地方整備局出雲河川事務所		占用調整管理官	細田 博		
	島根県	農林水産部	水産課管理	主任	濱崎 真行	代理	
			東部農林水産振興センター水産部漁港管理スタッフ	主任	柘植 日出夫		
土木部	港湾空港課管理	課長補佐	原 祐治	欠席			
河川管理者	島根県	土木部	河川課管理	課長補佐	藤井 利洲		
				主幹	加藤 章子	随行	
事務局	島根県	土木部	出雲県土整備事務所	維持管理部	部長	荒木 俊輔	幹事長
				維持管理部管理第一課	課長	馬庭 徹	
				維持管理部管理第一課	係長	陰山 寿人	
				維持管理部管理第二課	課長	高宮 幸生	
				維持管理部管理第二課	係長	上野 俊太郎	

第10回堀川プレジャーボート対策協議会 配席図

日時：令和6年10月4日（金）10時～

場所：出雲合同庁舎502会議室

国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所 占用調整管理官 細田 博	島根県 出雲県土整備事務所長 小村 武彦（会長）	出雲市 都市建設部長 三代 正幸	出雲市 都市建設部次長 兼建設企画課長 坂本 吉隆	
島根県 土木部 河川課長 三原 康一				出雲市 大社行政センター所長 松井 博之
島根県 土木部河川課 管理 課長補佐 藤井 利州				出雲市 大社行政センター 市民サービス課長 三島 好弘
島根県 土木部河川課 管理係 主幹 加藤 章子				大社地域 自治協会連合会 副会長 福田 邦夫
島根県 農林水産部水産課 管理第二係長 庄司 奈津子				大社地域 自治協会連合会 会長 松本 俊憲
島根県 農林水産部水産課 管理第二係主任 濱崎 眞行				大社地域 自治協会連合会 副会長 古川 信正
島根県 農林水産部 東部農林水産振興センター 水産部長 小谷 孝治				大社地域 自治協会連合会 事務局長 小田川 裕一
島根県 農林水産部 東部農林水産振興センター 漁港管理スタッフ主任 柘植 日出夫				出雲警察署 大社広域交番所長 平田 眞一
漁業協同組合 JFしまね大社支所長 青山 博之				出雲警察署 生活安全指導官 内藤 正義
日本小型船舶検査機構 境支部長 渡邊 貴				出雲警察署 特別法犯捜査係長 藤木 智規
島根県 出雲県土整備事務所 維持管理部 管理第一課長 馬庭 徹				島根県 出雲県土整備事務所 維持管理部長 荒木 俊輔（幹事長）

記者席	記者席
-----	-----

堀川プレジャーボート対策協議会 規約

(名称)

第1条 この協議会は、堀川プレジャーボート対策協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、堀川の公共水域に不法係留しているプレジャーボートや違法に設置された係留施設対策を講ずるための連絡協議を行い、もって、自然災害による被害の軽減、河川利用の適正化及び周辺地域の生活環境等の保全を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、別紙に掲げる関係者で構成し、委員及び幹事をもって組織する。

2 協議会は、会長を置き、島根県出雲県土整備事務所長をもってあてる。

3 関係者が協議会に出席できない場合は、代理人を出席させることができる。

(協議会)

第4条 協議会は、必要の都度招集し、会長が議事進行する。

2 会長は必要に応じて協議会に委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第5条 協議会の下に幹事会を設ける。

2 幹事会の議事運営のため、幹事長を置く。

3 幹事長は、島根県出雲県土整備事務所維持管理部長をもってあてる。

(協議事項)

第6条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の事項を協議するものとする。

(1) プレジャーボート等の利用実態に関すること

(2) プレジャーボート対策及び施策に関すること

(3) その他プレジャーボート対策に関する必要事項

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、島根県出雲県土整備事務所に置き、その事務にあたるものとする。

(その他)

第8条 この規約にない事項については、協議会で協議の上定める。

付則

この規約は、平成24年 5月 9日から施行する。

この規約は、平成27年10月16日から施行する。

この規約は、平成30年 2月 5日から施行する。

この規約は、令和2年2月 5日から施行する。

この規約は、令和4年11月30日から施行する。

この規約は、令和6年1月19日から施行する。

堀川プレジャーボート対策協議会

【委員】

区分	所属	職名	備考
地元代表	大社地域自治協会連合会	会長	
漁業者代表	漁業協同組合JFLまね大社支所	支所長	
船舶関係機関	日本小型船舶検査機構境支部	支部長	
警察機関	島根県出雲警察署大社広域交番	所長	
市町村	出雲市都市建設部	部長	
	出雲市大社行政センター	所長	
他の水域管理者	国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所	総括保全対策官	
	島根県農林水産部水産課	課長	
	島根県東部農林水産振興センター水産部	部長	
	島根県土木部港湾空港課	課長	
河川・道路管理者	島根県土木部河川課	課長	
	島根県出雲県土整備事務所	所長	会長

堀川プレジャーボート対策協議会 幹事会

【幹事】

区分	所属	職名	備考	
市町村	出雲市都市建設部建設企画課	課長		
	出雲市大社行政センター市民サービス課	課長		
他の水域管理者	国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所	占用調整管理官		
	島根県農林水産部水産課管理	課長補佐		
	島根県東部農林水産振興センター水産部漁港管理スタッフ	主任		
	島根県土木部港湾空港課管理	課長補佐		
	島根県土木部河川課管理	課長補佐		
	島根県土木部都市計画課街路・公園	課長補佐		
事務局	島根県出雲県土整備事務所	維持管理部	部長	幹事長
		維持管理部管理第一課	課長	
		維持管理部管理第二課	課長	
		土木工務部都市整備課	課長	

堀川放置艇（プレジャーボート）対策

実施計画

（令和6年1月19日改訂）

令和6年10月

堀川プレジャーボート対策協議会

目 次

1. 計画策定の目的	1
2. これまでの取組と検証	1
2-1. これまでの取組	1
2-2. 取組の検証	3
3. 当面の実施計画（令和4年度～令和6年度）	5
4. 当面の対策スケジュール（変更案）	7
5. 実施分担	7
[別添]堀川放置艇（プレジャーボート）対策実施計画スケジュール （実施状況及び今後の予定）	8

[附 属 資 料]

1. 計画策定の目的

河川区域内におけるプレジャーボート等の船舶の係留について、河川法第 24 条、第 26 条の規定に基づく河川管理者の許可が必要であり、無許可で係留している船舶は不法係留となる。

船舶の不法係留は、周辺地域の生活環境及び景観や水環境に悪影響を及ぼすと共に、津波の河川遡上や洪水により「橋梁や護岸への衝突被害」、「河道閉塞等の流下阻害」、「燃料の発火による火災」、「交通遮断等の二次被害」などが想定され、防災上の観点においても容認できない行為である。

堀川水系においては、平成 24 年以降「重点係留禁止区域」の設定等の規制強化と啓発活動の実施により一定の効果が認められているが、依然として多くの不法係留船（以下、放置艇）が存在している状況であることから、これまでの取組を検証し、放置艇解消のための実施計画を策定するものである。

2. これまでの取組と検証

2-1. これまでの取組 附属資料 附-1～6

- ・平成 22 年のプレジャーボート全国実態調査を受け、堀川の放置艇対策に着手。
- ・平成 24 年 2 月に大社地域協議会等から出雲県土整備事務所長宛に要望書が提出。
- ・平成 24 年 5 月に「堀川プレジャーボート対策協議会」を立ち上げ、地元や関係機関と共有しながら対策を開始。

<規制強化>

- ・河川パトロールの強化（平成 23 年 9 月～）
- ・船舶所有者に移動通知文を发出（平成 24 年 3 月、平成 26 年 3 月）
- ・重点係留禁止区域の告示（平成 24 年 7 月）
- ・重点係留禁止区域の係留者を中心に訪問指導（平成 24 年 5 月～）
- ・重点係留禁止区域内係留者に指示書送付（平成 25 年 6 月）
- ・簡易代執行の実施（平成 23 年 4 月より 9 回実施）
- ・重点係留禁止区域の拡大告示（令和 5 年 3 月）
- ・船舶放置禁止区域の指定告示（令和 6 年 4 月指定）
- ・船舶所有者に移動指示書を发出（令和 6 年 8 月 23 日）

<啓発活動>

- ・重点係留禁止区域の周知（県報告示平成 24 年 8 月～）
- ・地元への広報活動（大社堀川だより、広報いずも等）
- ・看板設置（大型看板 2 基、小型移動式看板 15 基、簡易看板 3 基、横断幕 2 基 大型看板 2 基 平成 24 年 4 月～）
- ・船舶所有者への説明会開催（第 1 回平成 24 年 8 月、第 2 回平成 24 年 9 月）
- ・船舶所有者が主催する意見交換会への参加（令和 5 年 7 月 9 日）
- ・船舶所有者への意向確認調査（平成 24 年 7 月、9 月、平成 30 年、令和元年 8 月、11 月、令和 2 年 4 月、令和 4 年 3 月、令和 5 年 9 月、令和 6 年 3 月）
- ・船舶所有者への撤去要請（要請文送付令和 4 年 10 月、区域指定チラシ送付 令和 5 年 4 月）

- ・ホームページ掲載（平成 30 年～）
- ・地元関係者や出雲市と連携した堀川美化活動（平成 30 年～ 毎年 10 月頃）

＜係留施設の確保＞

- ・民間保管施設調査（平成 24 年 11 月～）
- ・大社漁協、宇竜漁港漁業者との意見交換（平成 24 年 9、10 月）
- ・鶴峠漁港、鷺浦漁港現地確認（平成 24 年 10 月）
- ・公共保管施設整備の検討（平成 24 年 7 月～平成 25 年 3 月）
- ・漁港管理者、民間保管施設事業者との協議（平成 28 年）
- ・新駐艇場整備にかかる協議審査（令和 2 年 9 月～令和 4 年 6 月）
- ・民間による新駐艇場開業（令和 5 年 3 月）

＜宇迦橋工事関連＞

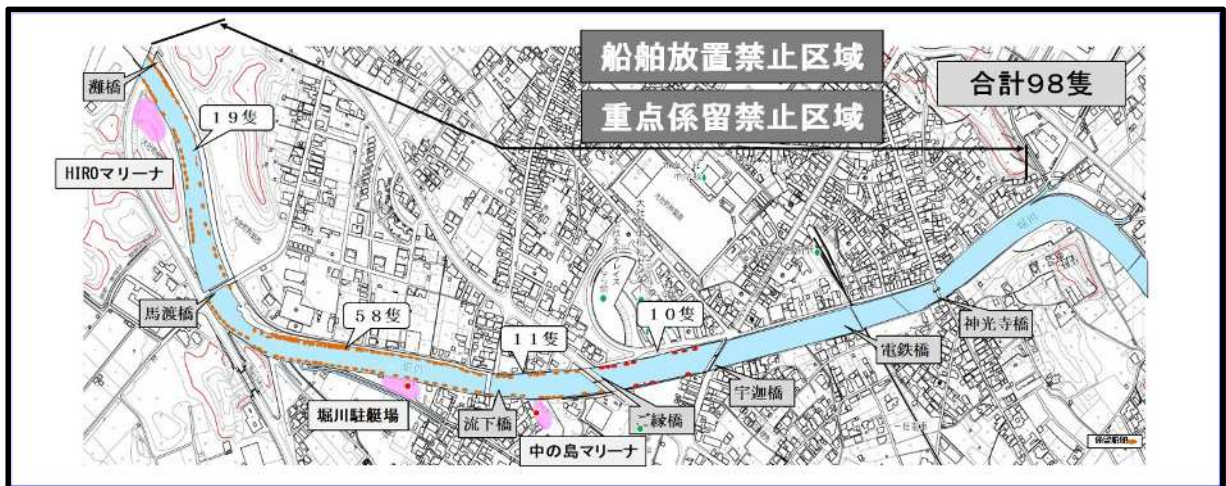
- ・宇迦橋上流の係留船舶及び係留施設の移動（R1～R2）

2-2. 取組の検証

1) 重点係留禁止区域の現状

平成24年7月に重点的に取り組むエリアとして、ご縁橋から上流約800m区間を「重点係留禁止区域」として告示し、個別訪問等で船舶の移動を要請している。その後民間の駐艇場が新たに整備されたことを契機として、令和5年3月に「重点係留禁止区域の拡大」及び「船舶放置禁止区域」の告示を行った。

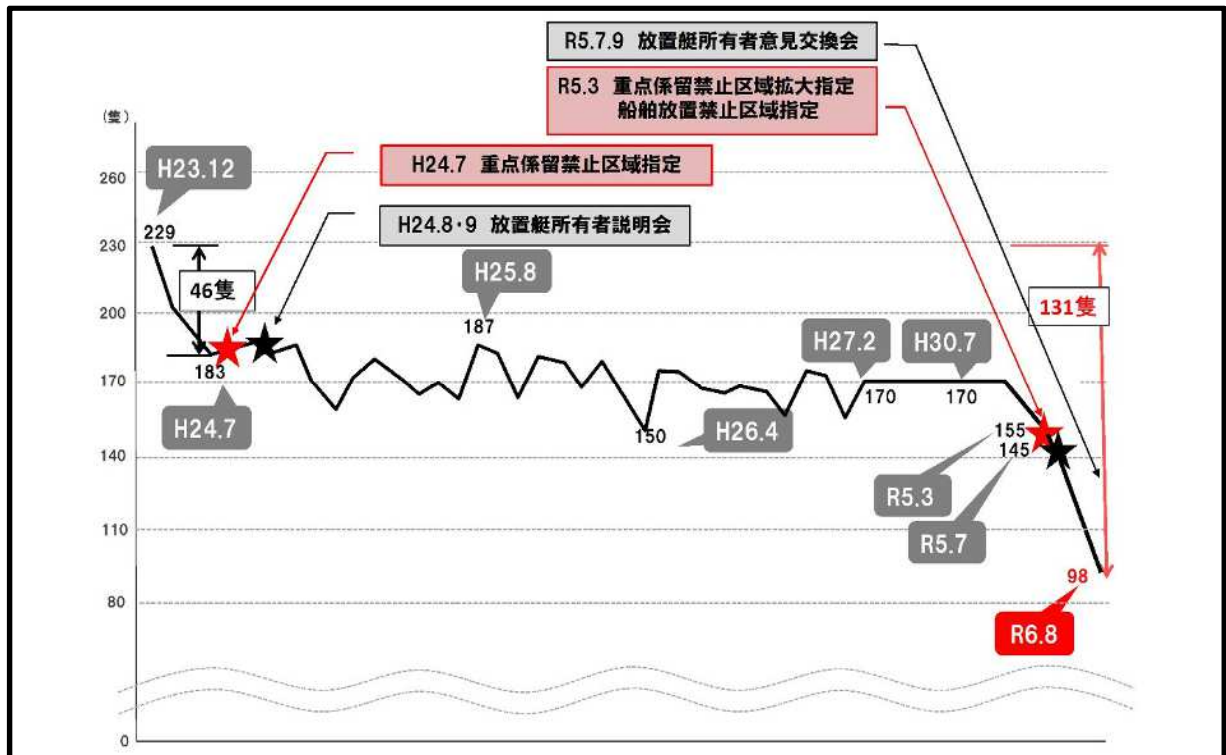
- 令和6年8月現在、堀川全体で98隻の放置艇が係留
(調査時に確認された船舶+以前に船舶を係留していた形跡の見られる施設)
- 調査時に実際に確認された船舶は65隻



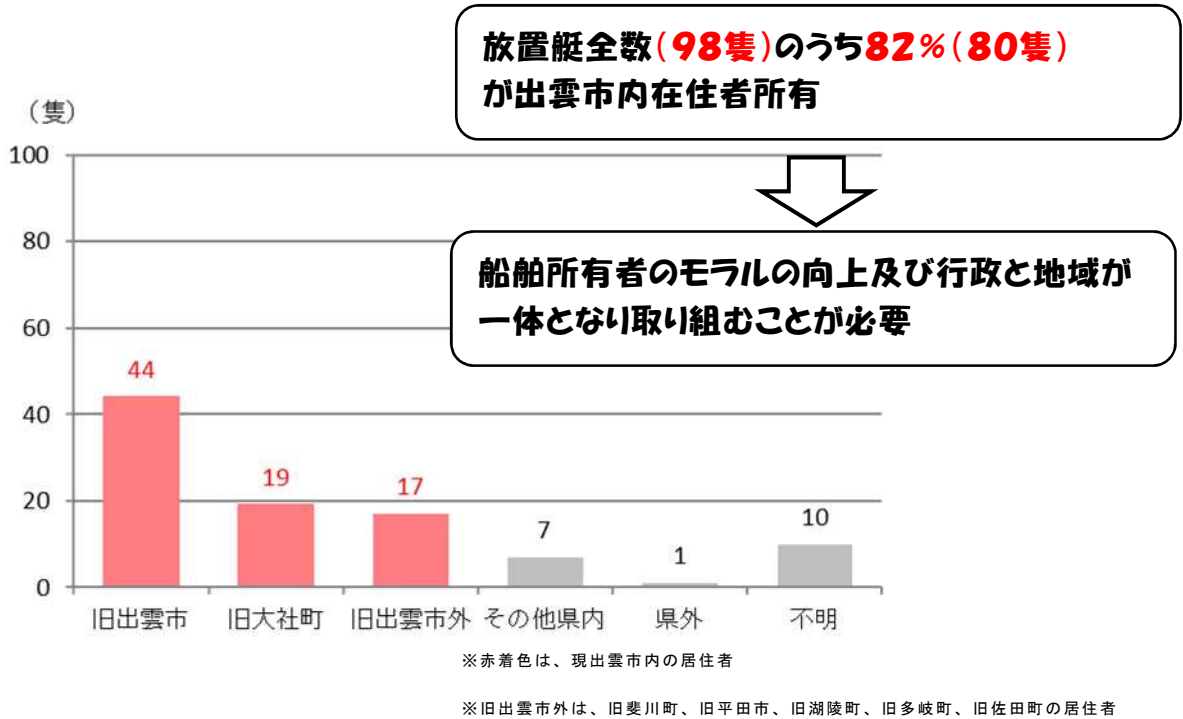
2) 放置艇の推移

下表に示す放置艇の推移から廃船、陸揚げなど一定の効果が認められる。

- 平成23年12月から令和6年8月時点で131隻の減(57%減)
- 令和5年7月から令和6年8月時点で47隻の減



3) 放置艇の所有者の居住地域（令和6年8月末現在）



4) 実施計画の主な取組内容

4) - 1 啓発活動

- 平成24年7月の重点係留禁止区域の告示以降、各種広報（大社堀川だより発行、広報いずも掲載、県報掲載等）による周知を行っている。
また、令和4年度民間の駐艇場が新たに整備され、堀川沿川で十分な保管施設が確保できたことから、令和5年3月に「重点係留禁止区域の拡大」及び「船舶放置禁止区域」の告示を行い周知した。
- 船舶所有者に対して令和4年10月の撤去要請の文書を発送し、令和5年4月に「重点係留禁止区域の拡大」及び「船舶放置禁止区域」指定のチラシを発送し周知した。
- 船舶所有者に対して係留禁止を促すため令和5年12月に横断幕を2基、令和6年6月に大型看板を2基設置した。

4) - 2 係留・保管施設の整備

- 新規の民間投資による施設整備として、(株)HIRO産業が堀川河口部へ新駐艇場整備計画を策定、令和4年7月30日に工事着手した。収容隻数は210隻であり、令和5年3月に開業した。
島根県出雲県土整備事務所及び出雲市は、上記申請に伴う開発行為の審査や関係法令にかかる許認可事務を行った。
- 出雲市は新駐艇場の整備に対し各種の経済支援を実施している。

4) ー3 漁港や港湾における施設利用の可能性

- ・ 県管理漁港である大社漁港については、既に船舶が多数係留されており、新たに係留できる岸壁等がない。
- ・ 県管理港湾である田儀港、河下港については、既に船舶が多数係留されており、空いているスペースがない。

5) 実施計画の取組検証

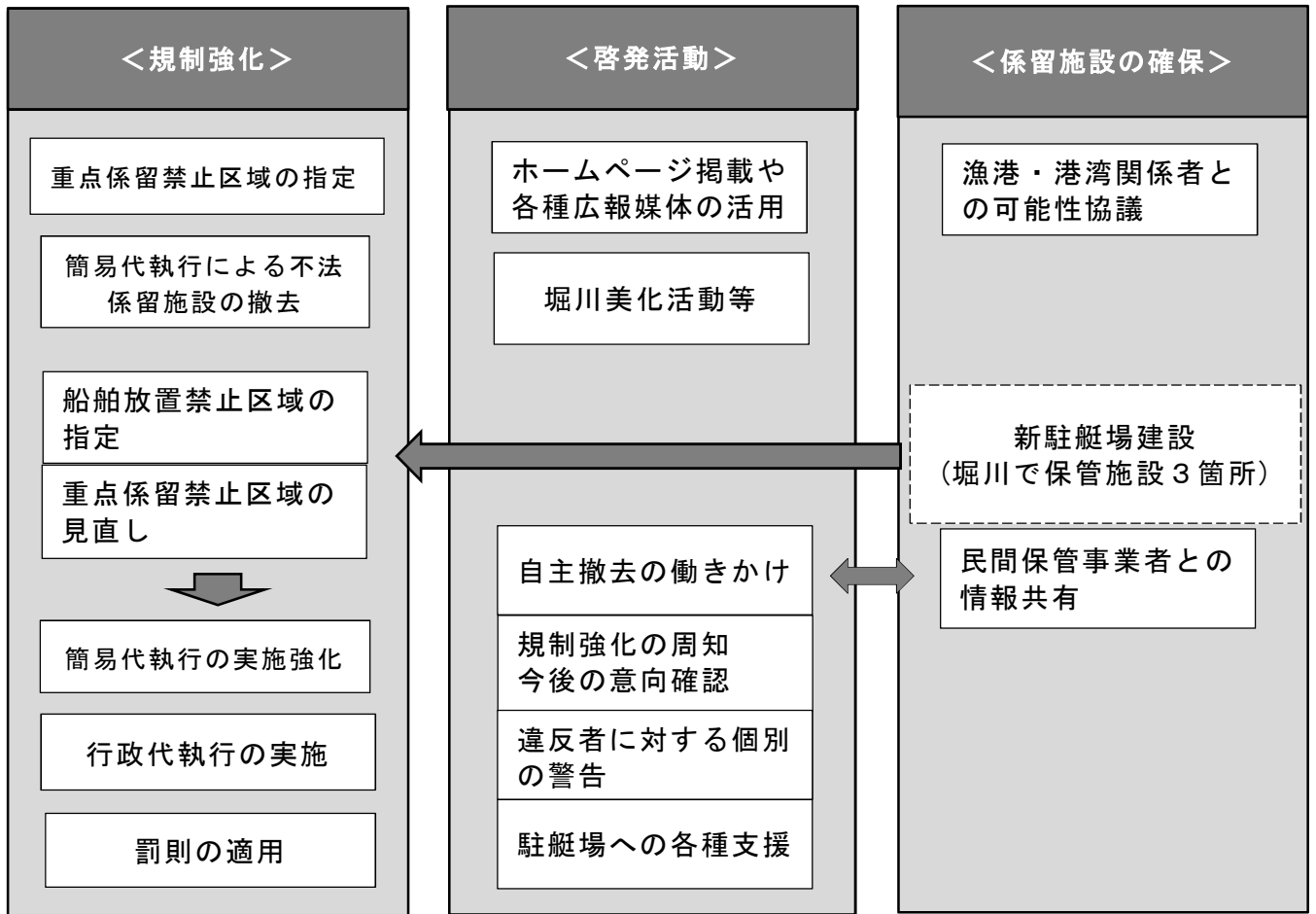
前述の取組の結果、堀川の対象区域の不法係留船の隻数については、令和5年7月145隻が確認されていたが、令和6年8月では98隻となり、47隻減少した。船舶所有者が自主的に撤去されており、区域指定の周知効果があったと推察される。このため、今後も引き続き取組を継続していく。

漁港、港湾における施設利用については、現時点で、プレジャーボートの新規受け入れが難しい。

3. 当面の実施計画（令和4年度～令和6年度）

令和4年度より今後3年間は以下の取り組みを実施し、その効果を検証しながら、改善・強化に繋げていく。

◆放置艇対策実施計画策定（R4）
◆当面の実施計画（令和4年度～令和6年度）
<規制強化>（法に基づく取組） 附属資料 附-7,8 参照
<ul style="list-style-type: none">● 船舶放置禁止区域（河川法29条関係）の指定● 重点係留禁止区域の見直し● 簡易代執行の実施強化● 行政代執行の実施● 罰則の適用
<啓発活動>（地域住民、船舶所有者に対する取組） 附属資料 附-9～12 参照
<ul style="list-style-type: none">● ホームページ掲載や各種広報媒体の活用● 船舶所有者への規制強化等取組の周知と今後の意向確認● 地元関係者や出雲市と連携し堀川美化活動を地域全体の取組へ拡大● 違反者に対する個別の警告● 既・新駐艇場への各種支援
<係留施設の確保>
<ul style="list-style-type: none">● 民間保管施設事業者との情報共有● 漁港・港湾関係者との可能性協議



4. 当面の対策スケジュール（実施状況と今後の予定）

別添拡大図参照

5. 実施分担

実施計画項目	● 主担当 ○ 副担当			
	地域	出雲市	島根県出雲県土 整備事務所	※県庁 三水域関係課
<規制強化>				
船舶放置禁止区間の指定			●	○
重点係留禁止区域見直し			●	○
簡易代執行の実施強化			●	
行政代執行の実施			●	○
罰則の適用			●	○
<啓発活動>				
ホームページ掲載や各種広報媒体の活用		○	●	○
規制強化の周知、今後の意向確認		○	●	
堀川美化活動の拡大	○	●		
違反者に対する個別の警告			●	
既・新駐艇場への各種支援	○	●	○	
<係留施設確保>				
民間事業者との情報共有	○	●		
漁港・港湾関係者との可能性協議		○	●	○
※河川課、港湾空港課、水産課				

附属資料

目次

1. 国の動向とこれまでの経緯	附-1
1-1. 国の動向	附-1
1) 推進計画	附-1
2) 国が示すロードマップ	附-1
3) これまでの取組の成果	附-2
4) 今後の対策の方向性	附-2
5) 新たに国が示すロードマップ	附-1
6) H26.4 河川法施行令の改正（放置艇対策の強化）	附-3
1-2. 放置艇対策経緯	附-4
1) 放置艇対策経緯	附-4, 5
2) H24.2 大社地域協議会要望書（写し）	附-6
2. 実施計画	附-7
2-1. 【規制強化】の取組	附-7
1) 実施計画スケジュールの実施状況について	附-7
2) 不法係留に関する監督処分・罰則	附-7
3) 代執行手続きの流れ	附-8
2-2. 【啓発活動】の取組	附-9
1) 堀川美化活動状況	附-10
2) 規制強化の周知	附-11, 12
3. 参考資料	
1) 今後の対応方針	参考-1
2) 意向調査の結果による船舶所有者の動向	参考-2

1. 国の動向とこれまでの経緯

1-1. 国の動向

1) 推進計画

平成25年に国土交通省より「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」が示されている。

■推進計画の概要

- ・ 東日本大震災を教訓として、今後想定される南海トラフ巨大地震等の津波による背後住居への二次被害が懸念。
- ・ 港湾、河川、漁港の三水域が取り組んできたそれぞれの放置艇対策を更に実効的に推進することが必要。
- ・ 国土交通省と水産庁は、港湾・河川・漁港等の管理者、マリン関係団体、プレジャーボート利用者等が連携して取り組むべき施策を総合的にとりまとめ、各々の関係者が着実に実践することを目的に推進計画を策定。
- ・ 本推進計画は、10年間（H25～H34）で放置艇の解消を目標。

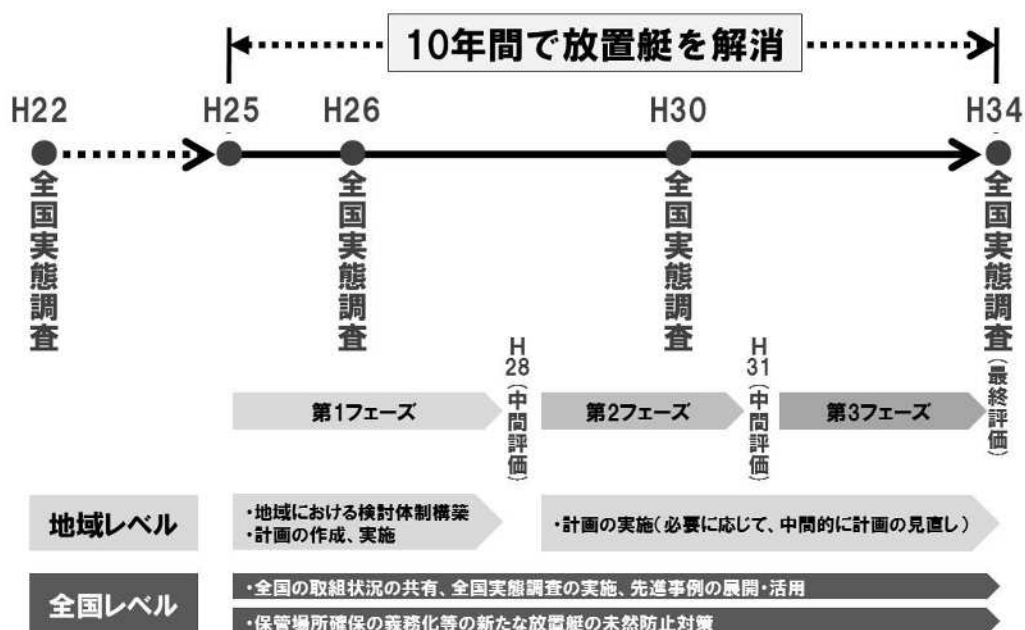
■推進計画の策定の意義

- ・ 放置艇の解消に向けた国の方針を自治体に示すことにより、地域で取り組む施策の優先順位を上げるなど、三水域（港湾、河川、漁港）管理者や関係者が放置艇対策に取り組みやすい環境を整備。

プレジャーボートの総合的対策を推進するための4つの基本方針



2) 国が示すロードマップ



3) これまでの取組の成果

三水域の放置艇数は平成8年度調査での約13.8万隻から令和4年度調査では約5.6万隻へ大きく数を減らしている（約6割減）。他方、地域ごとに細かく見ると、ゼロに近いところまで着実に減少した地域がある一方、逆に増加した地域があるなど、地域によって状況に差異がみられることも分かっている。

4) 今後の対策の方向性

これまでの放置艇対策を踏まえ、「三水域（港湾・河川・漁港）におけるプレジャーボートの適正な管理を推進するための今後の放置艇対策の方向性」をとりまとめた。

■ 基本的な考え方

「係留・保管能力の向上と規制措置を両輪とした対策の推進」という放置艇対策の基本的方向を堅持しつつ、水域管理者は所管する区域が所在する地域の実情を踏まえ、関係省庁、マリン関係団体、プレジャーボート利用者等と緊密に連携し、放置艇の解消に取り組むことにより、プレジャーボートの適正な管理を推進する。

■ 目標

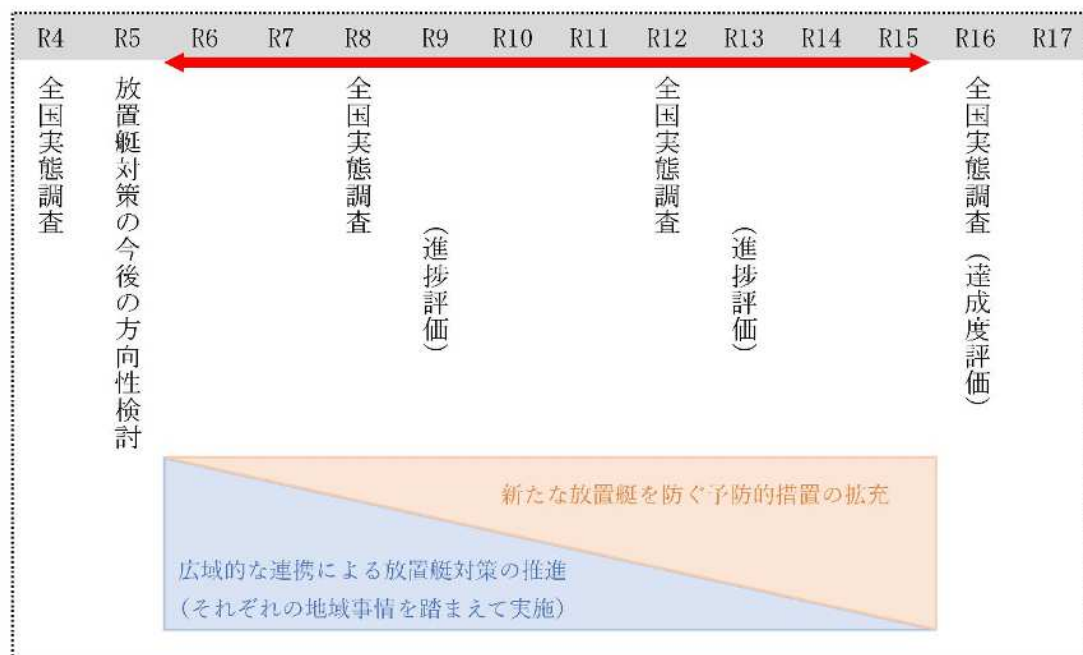
すべての放置艇を解消し、プレジャーボートの適正な管理を実現することを最終的な目標として堅持しつつ、地域にとって支障となる放置艇については、概ね10年程度を目途に解消できるよう優先的に対策に取り組むことを目指す。

■ 放置艇対策の実効性を高めるための3つの視点

今後の放置艇対策においては、その実効性を高めるために次に示す3つの視点を念頭に置いて取り組む。

- ① 各水域が所在する地域の実情を踏まえた対策の推進
- ② 水域管理者の管轄を超えた広域的な連携の推進
- ③ 官民の緊密な連携の推進

5) 新たに国が示すロードマップ



6) H26.4 河川法施行令の改正（放置艇対策の強化）

① 規制対象物として、船舶その他の物件を追加

第16条で、これまでの「土石」や「汚物若しくは廃物」に船舶が追加され、正当な権原 又は正当な理由なく、河川区域内に船舶その他の物件で河川管理者が指定したものを 捨て、又は放置することを禁止する旨を同号に規定した。

② 対象区域は、河川区域全般とした

河川区域内であればおよそ船舶等の放置が洪水時の流下阻害等を及ぼす 原因となるおそれがあることから、河川区域全般を対象とする。

③ 規制対象物として、河川管理上の支障となる物件も追加可能

河川区域内であればおよそ船舶等の放置が洪水時の個別の河川の態様によって船舶以外にも河川管理上の支障となる物件(例えば、浮棧橋等)があり得ることから、河川管理者が指定することとし、指定した場合にはその旨を公示することとする。

④ 罰則の量刑の設定

「土石」を捨てた場合の量刑と同様に、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金を課すこととする。

- 海岸法、港湾法、漁港及び漁場の整備等に関する法律には既に船舶等の放置を禁止する規定及び罰則規定が設けられており、河川区域では他の公共用水域に比べて法制度面における対応の遅れが生じていたことから、河川関連法令において船舶等の放置を禁止する規定及び罰則規定を設ける必要があった。
- H7及びH9の河川法改正で簡易代執行制度等を創設・拡充。H10も河川局長通達発出により河川管理者が重点撤去区域を設定、計画的な撤去を推進。H11年の海岸法改正により、海岸保全区域における船舶等の放置を禁止する規定及び罰則規定を整備。H12年港湾法改正及び漁港及び漁場の整備等に関する法律改正により、港湾区域及び漁港区域のうち水域管理者が指定した放置等禁止区域における船舶等の放置を禁止する規定及び罰則規定を整備。

1-2. 放置艇対策経緯

1) 放置艇対策経緯

- ・ H19 頃以降、出雲市長要望において係留船対策が出される。
- ・ H22 プレジャーボート全国実態調査。大社堀川で 227 隻（うち漁船 7 隻）を確認
- ・ H22.10.18 出雲市議会堀川水系対策協議会で説明を求められる。看板設置等実施
- ・ H24.2.6 大社地域協議会、同土木委員会名で堀川不法係留船の対策の要望書が出雲県土整備事務所長あて提出される。
- ・ H24.3.28 堀川全川の船舶所有者 229 名（漁業者含む）に所長名で移動通知文発出
- ・ H24.5.9 堀川プレジャーボート対策協議会立ち上げ、出雲県土整備事務所長が会長、出雲市（建設企画課）、同大社支所、大社広域交番、自治会代表、漁協支所長、小型船舶検査機構等
- ・ 同年 7 月 11 日同会で「重点係留禁止区域」を設定、県報告示。以降、重点係留禁止区域の係留者を中心に 300 回以上の訪問指導を実施
- ・ H24.8.10（第 1 回）、H24.9.23（第 2 回）に所有者への説明会実施
- ・ H24.10、H25.2 出雲市議会堀川水系対策協議会。重点係留禁止区域設定等を説明
- ・ H25.5 国において「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」策定
- ・ 放置艇対策三水域関係課担当者会議立ち上げ（河川課、漁港漁場整備課、水産課、事務局は港湾空港課）以降 5 回開催
- ・ H25.10.22 第 3 回堀川プレジャーボート対策協議会。その後の状況等説明。重点係留禁止区域内 65 隻→18 隻、道路管理者と連携した取組など。
- ・ H26.3 堀川全川の船舶所有者 165 名（漁業者含む）に所長名で移動通知文発出
- ・ H26.9～10 プレジャーボート全国実態調査。堀川全体の不法係留船は 172 隻。（H22 年調査では、227 隻 55 隻の減少、重点係留禁止区域は H22 の 65 隻から 16 隻へ 49 隻の減少）
- ・ H27.10.16 第 4 回堀川プレジャーボート対策協議会、出雲県土が管内放置艇対策基本方針（案）を提案、承認
- ・ H28.3.15 堀川プレジャーボート対策協議会第 10 回幹事会
- ・ H28 年度大社漁港の利用及び民間施設の拡張の実現可能性について検討
- ・ H28.6.29 J F しまね大社支所と協議、H28.9.28 堀川駐艇場と協議、
- ・ H28.10.31 ピースマリンと協議、H29.3.18 中の島マリーナと協議
- ・ H29.8.25 堀川プレジャーボート対策協議会第 11 回幹事会
- ・ H29.10.20 出雲市議会堀川水系対策協議会。津波浸水想定設定・公表による重点係留禁止区域等の見直しを説明
- ・ H29.10.20 大社地域自治協会連合会堀川美化清掃活動（地元 32 人、県 5 人）
- ・ H29.12.1～管内全体の不法占用物に対する警告（第 1 回）
- ・ H29.12 末現在 堀川全体の不法係留船 170 隻。うち重点係留禁止区域は 19 隻
- ・ H30.1.10 堀川プレジャーボート対策協議会第 12 回幹事会
- ・ H30.2.5 第 5 回堀川プレジャーボート対策協議会
- ・ H30.4～管内全体の不法占用物に対する警告（第 2 回）
- ・ H30.8.27 堀川プレジャーボート対策協議会第 13 回幹事会
- ・ H30.10.17 第 6 回堀川プレジャーボート対策協議会
- ・ R1.10.16 堀川プレジャーボート対策協議会第 14 回幹事会

- R1.11.5 宇迦橋架け替え工事に伴い、宇迦橋上流の係留船舶所有者に対し意向調査を実施(10名)
- R1.11.25 上記意向調査にて「所有者不明」となった施設について、撤去指示書を掲示(7施設)
- R2.2.5 第7回堀川プレジャーボート対策協議会
- R2.6.2 宇迦橋上流の6施設について簡易代執行を実施
- R3.6.11 堀川の不法係留船に関する船舶登録照会を行い最新の所有者を確認
- R4.3.8 係留施設について過去船舶を係留していた船舶所有者に対し意向調査を実施(9名)
- R4.3末 宇迦橋上流の4施設について所有者が自主撤去する。
- R4.3末現在 堀川全体の不法係留船161隻。うち重点係留禁止区域は12隻(宇迦橋上流における係留船舶無し)
- R4.9.20 「所有者不明」となった施設について、撤去指示書を掲示(7施設)
- R4.10.13 出雲県土整備事務所より船舶所有者向けの周知文を送付
- R4.10.20 堀川プレジャーボート対策協議会第15回幹事会
- R4.11.30 第8回堀川プレジャーボート対策協議会
- R5.3.1 民間の新駐艇場開業
- R5.3.31 「重点係留禁止区域の拡大」及び「船舶放置禁止区域」指定の県報告示
- R5.4.3 出雲県土整備事務所より船舶所有者に向けての禁止周知のチラシ及び撤去要請文を送付や禁止周知看板の設置
- R5.4.12 区域内における5施設について簡易代執行を実施
- R5.7.9 堀川船舶所有者の会の要請に応じ意見交換会への参加
- R5.9.22 出雲県土整備事務所より船舶所有者に向けて意向確認調査を実施
- R5.11.22 堀川プレジャーボート対策協議会第16回幹事会
- R5.12.26 河川内への船舶係留禁止や罰則対象を盛り込んだ横断幕を2箇所を設置(流下橋、灘橋)
- R5.12.28 出雲管内の管理河川の不法係留船舶及び施設所有者に向けての撤去要請文を送付
- R6.1.19 第9回堀川プレジャーボート対策協議会
- R6.3.11 出雲県土整備事務所より船舶所有者向けの撤去要請文を送付
- R6.6.10~13 区域内における10施設について簡易代執行を実施
- R6.6.17 河川内への船舶係留禁止や罰則対象を盛り込んだ大型看板を2箇所に設置
- R6.8.23 出雲県土整備事務所より船舶所有者向け撤去指示書を送付

2) H24.2 大社地域協議会要望書（写し）

出雲県土整備事務所
所 長 宮 川 治 様

堀川の不法係留船についての要望

堀川では、以前から多数の不法係留船及び不法係留施設の設置があり、地域の景観や生活環境などにおいて大きな問題となっている。

長い歴史の中で堀川は集中豪雨等により堤防が侵食され、越水を繰り返し、家屋浸水や水田冠水等の多大な被害にあっている。そうした中において、堀川の流水を妨げている不法係留船及び不法係留施設は、自然災害による被害を拡大させる要因ともなり、周辺住民は不安な生活を強いられている。

また、堀川は出雲大社を軸とする観光地を貫流しており、宇迦橋から見える不法係留船は、住民を始め観光客から景観保全等の問題点の指摘、更には近隣住民から遊漁船の発する騒音や釣り人の不法駐車等の苦情が寄せられており、不法係留船に対する強力な規制や撤去指導を求める声は後を絶たない。

時あたかも、平成24年には古事記編纂1300年を機に島根県主催の「神話博しまね」、平成25年には出雲大社「平成の大遷宮」が執り行われることから相当数の入込み客が見込まれ、景観保全の観点からも撤去を求める市民の声はますます高まっている。

こうした劣悪な環境を整備する観点から、河川管理者である島根県に対し次の事項について強く要望する。

【 要 望 事 項 】

1. 堀川沿線の係留船及び係留施設の早急な完全撤去をお願いします。
2. 堀川の係留船及び係留施設の一斉撤去に長期間を要する場合、堀川ご縁橋の上流区間について係留禁止措置を実施され、出雲大社「平成の大遷宮」を迎える平成25年5月までにこの区間の係留船及び係留施設の完全な撤去をお願いします。
併せてご縁橋より下流の区間については、移動を含め新たな係留は認めることなく、引き続き年次計画的に撤去をお願いします。

平成24年2月6日

大社地域協議会 会 長 入江 紀久男



大社地域自治区土木委員会
会 長 廣 澤 将城



2. 実施計画

2-1. 【規制強化】の取組

1) 実施計画スケジュールの実施状況について

令和6年1月19日に堀川放置艇（プレジャーボート）対策協議会において承認を受けた実施計画スケジュールについて、別添のとおり実施状況を取りまとめた。

2) 不法係留に関する監督処分・罰則

○不法係留に関する監督処分・罰則

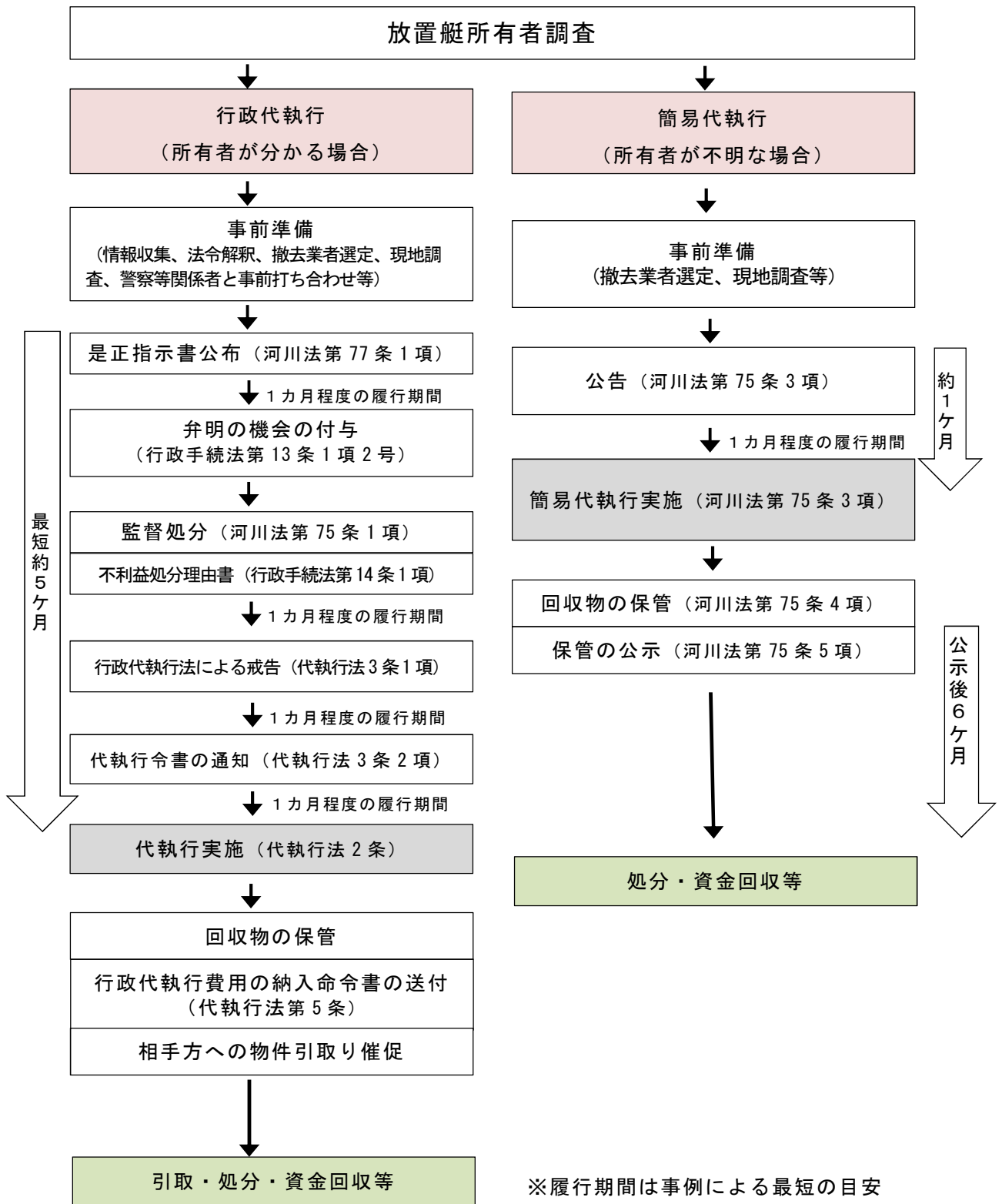
・監督処分（河川法第75条第1項）

所有者情報 (住所・氏名)	措置	根拠法令
不明	簡易代執行	河川法 第75条第3項
判明	行政代執行	行政代執行法

・罰則

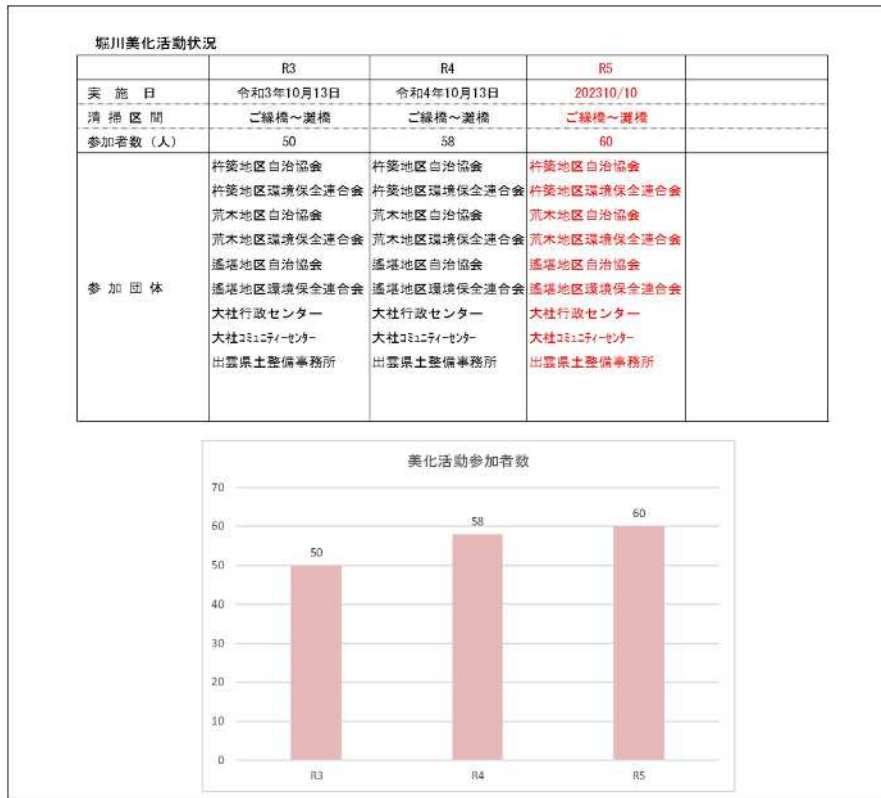
根拠法令	内容	罰則規定	
		条文	内容
河川法第 26条第1項	河川区域内での工作物の新築等	河川法 第102条	1年以下の懲役または 50万円以下の罰金
河川法 第29条第1項 河川法施行令 第16条の4	河川の流水等について 河川管理上支障を及ぼす おそれのある行為の禁止	河川法 第109条 河川法施行令 第59条	3ヶ月以下の懲役または 20万円以下の罰金

3) 行政代執行の流れ



2-2. 【啓発活動】の取組

1) 堀川美化活動状況



< 活動状況 >



2) 規制強化の周知

・船舶所有者向け撤去要請文及び禁止周知のチラシ

令和5年4月3日

堀川係留船舶所有者 様

堀川における係留船舶の移動及び係留施設の撤去について

二級河川 堀川 河川管理者
島根県出雲県土整備事務所長

島根県出雲県土整備事務所は、出雲市大社町内を流れ、日本海（大社湾）に注ぐ堀川の管理をしています。

堀川では、以前から左右両岸へ多くの係留施設が造られ、船舶が係留されています。これらは、下記の河川法に抵触する違反行為であり、近年多発する豪雨に伴う洪水時の浸水被害の原因となるだけでなく、周辺の生活環境や景観の悪化を招いています。

- 河川区域内に許可無く船舶を係留（河川法第24条違反）
 - 河川区域内に許可無く係留施設を設置（河川法第26条第1項違反）
- 出雲県土整備事務所では、令和4年度に堀川へ新たに民間の駐艇場が整備され、十分な船舶の保管施設が確保できたことから、今後更に規制の強化に努めてまいります。

この度、同封したチラシ記載のとおり、「重点係留禁止区域」を見直し、令和5年4月より河口から上流2150mに拡大しました。

また、令和6年4月より河口から上流2150mを罰則規定が適用される「船舶放置禁止区域」として新たに指定していくこととしました。

堀川係留船舶所有者の皆様は、上記の主旨を再認識していただくとともに、改めて自主的な船舶の移動と係留施設の撤去を要請するものです。

なお、宛先については、日本小型船舶検査機構に確認したものであることを申し添えます。

【担当・問合せ先】
出雲県土整備事務所 管理第一課/第2課
電話：(0853) 30-5634 / 5632
担当：問民部/高官

出雲県土整備事務所からのお知らせ
船舶放置禁止区域及び重点係留禁止区域の指定について

●堀川における不法係留船舶に対する規制の強化として、次のとおり区域の指定を行います。
船舶所有者の皆様は、自主的に適切な保管場所への移動をお願いします。

【現状】重点係留禁止区域 ご操縦から上流 L=800m

【拡大】重点係留禁止区域 河口から上流 L=2150m
→令和5年4月指定
重点係留禁止区域とは
河川管理者が、河川管理上の支障度を勘案し、
第五命令等を重点的に実施する区域

【新規】船舶放置禁止区域 河口から上流 L=2150m
→令和6年4月指定
船舶放置禁止区域とは
河川管理者が、放置等を禁止する対象物（船舶）を指定し、
河川法に基づく罰則規定が適用される区域

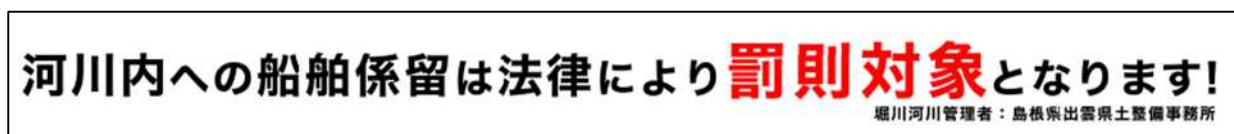
適切な保管場所
① 中の島マリーナ
② 堀川駐艇場
③ HIROMAマリーナ

問い合わせ先
堀川プレジャーボート対策協議会
【事務局】 島根県出雲県土整備事務所
維持管理部 管理第一課/二課
電話 (0853) 30-5631 / 5634

・横断幕、大型看板の設置

違反者に対して、航行時でも禁止事項を認識できるように以下のような横断幕を2箇所（上下流）に設置した。

「横断幕」デザイン



横断幕設置状況写真



灘橋上流より



流下橋上流より



灘橋下流より



流下橋下流より

違反者に対して、区域指定の範囲や罰則内容を認識できるように以下のような大型看板を設置した。

「大型看板」デザイン

河川内への船舶係留禁止！

堀川河川管理者：高根県出雲県土整備事務所

●堀川における不法係留船に対する規制の強化として、令和5年4月に次のとおり区域の指定を行いました。船舶所有者の皆様は、自主的に適切な保管場所へ移動して下さい。移動をされない場合は、**行政代執行や罰則適用**の対象とします。

重点係留禁止区域 河口から上流L=2150m
重点係留禁止区域とは
撤去命令等を重点的に実施する区域

船舶放置禁止区域 河口から上流L=2150m
船舶放置禁止区域とは
河川法に基づく罰則規定が適用される区域

違反行為	機軸法令	罰則規定
許可なく係留施設を設置	河川法 第26条第1項	1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金
許可なく船舶を放置	河川法 第29条第1項	3ヶ月以下の懲役 または 20万円以下の罰金

適切な保管場所

① 中の島マリーナ
② 堀川駐波場
③ HIROマリーナ

問い合わせ先

堀川プレジャーボート対策協議会
【事務局】高根県出雲県土整備事務所
維持管理部 管理第一課/二課
電話 (0853) 30-5631/5634

大型看板設置状況写真



馬渡橋付近



大社行政センター付近

○今後の対応方針

	船舶	施設	計
①所有者不明	6	25	31
②所有者判明	66	18	84
計	72	43	115

令和6年7月調査による状況

①所有者不明物件への対応

河川法第75条第3項にもとづく簡易代執行により、河川から撤去（R6実施）

所有者不明として告示ののち県が撤去。6ヶ月保管ののち所有者が現れなければ県で処分

②所有者判明物件への対応

不法係留船及び係留施設所有者に対し一斉に行政指導を行ったのち、監督処分

行政指導

8月23日

▽撤去指示
(河川法第77条第1項)

※指示書の内容は裏面参照

監督処分

10月予定 ▽弁明機会の付与
(行政手続法第13条第1項第2号)12月予定 ▽監督処分(撤去命令)
(河川法第75条第1項)

行政代執行

▽戒告の通知
(行政代執行法第3条第1項)

令和7年
～
令和8年

▽代執行令書の通知
(行政代執行法第3条第2項)

▽行政代執行の実行

刑事告発

▷ 監督処分に従わない者については、悪質な違反者として河川法29条違反で刑事告発を検討

出整第1858号

指 示 書

令和6年8月23日

住所
氏名

島根県出雲県土整備事務所長

あなたが行っている下記行為は、河川法に違反しているので、同法第77条第1項の規定に基づき下記のとおり指示します。

記

1. 河川名	二級河川堀川水系 堀川
2. 場所	島根県出雲市大社町修理免 地内
3. 違反内容	許可を受けない船舶の放置（河川法第24条及び第29条違反）
4. 指示内容	船舶及び係留施設を令和6年9月30日までに堀川の河川区域外に撤去すること
5. 備考	対象船舶番号： [REDACTED]
6. その他	裏面も併せてご参照ください。

なお、この指示書により是正されない場合は、河川法第75条の規定に基づき監督処分を行うことがあるので申し添えます。

また、この場所の船舶の放置は河川法第29条に規定する禁止行為として、河川法施行令第16条の4第1項第2号の規定に基づき島根県告示第250号で告示しており、河川法第109条及び河川法施行令第59条により三カ月以下の懲役または二十万円以下の罰金に処せられる可能性があります。

連絡先：維持管理部管理第二課

〒693-8511 出雲市大津町1139

TEL 0853-30-5632

意向調査の結果による船舶所有者の動向

【はじめに】

船舶所有者に対しては、随時、撤去要請文を送付し、意向調査も実施し、今後の対応の回答を求めてきた。これにより、自主的に船舶の移動や施設の撤去に応じる所有者も見られるが、未だ多くの船舶や施設が存置されている。

ここでは、7月調査時点で存置されている船舶や施設の所有者の意向調査結果をとりまとめる。

【結果】

係留船N = 68隻

意向調査回答あり 51人（内自己所有47人、他者所有 4人）

意向調査回答なし 17人

自己所有者の移動希望場所

移動希望場所	人数
中の島マリーナ	2
堀川駐艇場	21
H I R Oマリーナ (※)	0
未定・その他（大社港外）	22

各駐艇場の空き状況（契約数/保管数）

- 中の島マリーナ (80/80)
- 堀川駐艇場 (55/60)
- H I R Oマリーナ (40/200)

※H I R Oマリーナを使用しない意見としては、次のとおり

- ・係船料が高い
- ・営業時間が短い
- ・水面と駐艇場の高低差が大きいため、船の揚げ降ろしが危険

【考察】

船舶所有者は、移動する意向を示しているが、現状空きの無い駐艇場や、係留許可の見込みのない大社漁港等を希望しており、現実性が低く当面改善が見込めない。